

インド愛知デスク ニュース

◆◇ GST アップデート ◇◆

2017 年 10 月 3 日

GST 課税対象サプライとなる「対価を伴わない活動」

GST は物品・サービスの「サプライ」に対して課税する間接税であり、サプライとは以下の取引を含むと規定されている(CGST 法 7)。

- A. 事業として対価を目的として行われたもしくは行われることが合意されている、販売、移転、物々交換、交換、ライセンス、レンタル、リース、処分などの全ての物品・サービスのサプライを含む
- B. 事業としてかどうかに関わらず、対価を目的としたサービスの輸入
- C. Schedule I に記載された、対価を伴わない活動
- D. Schedule II に記載された、物品のサプライまたはサービスのサプライとして扱われる活動

上記のサプライの規定で注目すべきは、C の「対価を伴わない活動」も GST の課税対象となることであり、インド GST の特徴的規定といえる。該当する取引は以下の通りである (CGST 法 Schedule I)。

- 1) 事業用資産の処分、除却
- 2) 事業を目的とした、関連者間もしくは区別された者間の物品・サービスサプライ
- 3) 代理人が依頼主のために物品の引渡し・受取りを行う場合の依頼人と代理人の間の物品サプライ
- 4) 事業を目的とした、GST 登録者の関連者またはインド国外の拠点からのサービスの輸入

今回は 2) に注目して解説したい。まずは、以下の用語の規定を確認したい。

「関連者(Related Persons)」(CGST 法 15(5))

相互にそれぞれの会社の役員に就任しているその役員、法的なパートナー関係、雇用者と被用者、25%以上の議決権株式の(直接的・間接的)保有・支配関係、一方の者が他方の者にコントロールされている場合、共通の者にコン

トロールされている者、共同して他社をコントロールしている者、家族関係

「区別された者 (Distinct Persons)」(CGST 法 25(4))

同州内ないしは複数州において1つ以上のGST登録を有しているまたは登録が求められている者で、そのそれぞれの登録について区別された者として取り扱う。

「関連者」については、資本関係等に基づくグループ会社、緊密な関係にある個人などが該当し、これらの関連者間の取引は対価を目的としないものでも GST の課税対象となる。

また、雇用者と被用者との間の対価を伴わない物品・サービスサプライも無償関連者サプライとして GST の課税対象である点も留意すべきである。ただし、雇用関係に基づく被用者から雇用者への労務提供は GST 対象外とされており(CGST 法 Schedule III 1)、雇用契約に基づく雇用者から被用者へのサプライも GST の対象外であるとされている(2017年7月12日プレスリリース)。例えば、社員への社宅の無償提供は雇用契約に基づいたものであれば GST 課税取引ではないといえる。また、年間一人当たり 50,000 ルピーまでの雇用者から被用者への「Gift」は GST 課税対象ではないとされており(CGST 法 Schedule I 2 但書)、前出のプレスリリースでは、「一般に Gift とは対価性がなく、自発的かつ偶発的であり、従業員が権利として主張する性質のものではない」と説明されている。Diwali などの祝祭や記念日等における社員への贈り物はこれに該当すると思われる。

「区別された者」は GST 特有の概念と言える。GST は州単位での登録となることから、例えば同じ会社でもデリーの拠点とムンバイ(マハラシュトラ州)の拠点はそれぞれ GST 登録をしなければならず、GST 上は別々の GST 登録者として区別される。このように1つの法人・個人(=1つの PAN)で複数の GST 登録ある場合に、それぞれの GST 登録が「区別された者」と規定され、GST 上は別人として取り扱われる。

従って、インド国内会社の異なる州にある本支店・倉庫・事務所などの拠点間の取引は GST 上は別人どうしの取引とされ、しかも対価を伴わなくとも事業目的であれば GST が課税される。例えば、A 州工場から B 州自社倉庫等への在庫移動、A 州本店から B 州支店への物品支給やサポート業務といった物品・サービスサプライは、通常対価を伴って行われることはないため、本規定によって GST 課税対象となる。なお、この規定によって GST の納税が発生したとしても、原則的には支払 GST について ITC が認められて仕入控除できるため、最終的には

コスト増となることはない。しかし、GSTは月次納税であるため、例えば他州拠点への在庫移動後、同月内にその在庫を顧客に販売しない場合には、会社としてはGSTの納税によるキャッシュアウトが先行する形となり、キャッシュフロー上の影響が考えられる。

こうした関連者や区別された者とのサプライをどのように評価するのか(いくらのサプライとするのか)については、別稿で解説したい。

執筆者情報

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

公認会計士(日本)

2013年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパンデスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内12都市13事務所、約3,000名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2017年度インド愛知デスク運營業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル7階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com